**【地域歳末たすけあい事業助成要項】**

「歳末たすけあい事業」は、地域住民やボランティア、民生児童委員等の関係機関・団体の協働により、歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目的に、福祉活動を実施するものです。

新潟市共同募金委員会北区分会では、このような住民主体で実施する福祉活動や福祉施設が地域と協働で行う事業に、共同募金の歳末たすけあい募金配分金を財源として助成を行います。

ぜひ、この助成金を活用し、地域住民相互の交流の機会として、地域福祉を考える契機としていただきたいと思います。

**１　助成の対象となる事業**

歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目的に、地域住民が主体となって行う福祉活動

事業メニュー（例）

　　・住民参加の「福祉のつどい」「福祉懇談会」の開催など

　　　　世代交流お楽しみ会・映画上映・講演会・餅つき大会等

　　・給食サービスの推進強化

おせち料理などの配食、会食会

**２　助成の対象となる団体及び実施範囲等**

⑴　実施主体　　自治会･町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、

地区民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会など

⑵　実施範囲　　単一自治・町内会、自治・町内会の協働、コミュニティ協議会、

地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会単位で

の実施を原則とする。

　⑶　対象者　　地域住民全般

（高齢者、児童、障がい児者，母子世帯・父子世帯も参加しやすいように）

　⑷　実施時期１１月中旬から１月末まで

**３　助成金額**

　⑴　助成額

①自治・町内会

・単一自治、町内会開催の場合　30,000円を限度

・複数自治、町内会共催の場合　限度額は自治会数により下記表のとおり

※ただし、5自治会以上の場合、150,000円を限度とする。

・**活動応援加算（令和５年度限定）　5,000円**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治会数 | 1自治会 | 2自治会 | 3自治会 | 4自治会 | 5自治会以上 |
| 助成限度額 | 30,000円 | 60,000円 | 90,000円 | 120,000円 | 150,000円 |
| 活動応援加算 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 |
| 助成上限額 | 35,000円 | 65,000円 | 95,000円 | 125,000円 | 155,000円 |

②コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、

青少年育成協議会など

・150,000円＋**5,000円（活動応援加算）**＝155,000円（上限）

事業予算の関係で多くの申請があった場合や区全体の歳末たすけあい募金額が見込みよりも

少なかった場合は、助成額を減額・調整させていただくことがあります。

⑵　対象経費　　　会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用保険料、講師謝礼(上限

２万円)、茶菓代、食材費(概ね1人当たり500円以内とし、**酒類は認めない**)

　⑶　助成の条件

①事業を進める際は、区社協、民生・児童委員協議会やボランティア団体などの地域の関係機関・団

体と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、ボランティアや

地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。

　 ②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、**新潟市共同募金委員会北区分会の歳末たす**

**けあい事業であることを明記するとともに会場内に表示すること**。

　 ③助成金の割合についての条件はありませんが、事業費の全額を助成申請できませんので、**必ず負担**

**額（主催団体負担金や参加者負担金など）やその他からの助成金を含めるようにしてください。**

　 ④**申請書に記載されていない経費については、事業実施後、報告書に計上されていても助成対象経費**

**といたしません。**

⑤万が一に備えて、ボランティア行事用保険等の損害保険に加入することをお勧めします。

　　・ボランティア行事用保険の掛金は1人当たり28円で加入できます。（最低金額は20人相当分）

・ボランティア行事用保険の加入に関するお問い合わせの窓口は新潟市北区社会福祉協議会です。

**４　助成までの流れ**

⑴　助成申請書(様式Ａ・Ｂ)提出

提出期限：**令和５年１０月３１日（火）（消印有効）**

　　提出先：新潟市共同募金委員会北区分会（新潟市北区社会福祉協議会内）

⑵　申請書到着後、審査

⑶　審査後、助成金交付決定通知を送付

⑷　事業実施

⑸　事業実施後、①～④をすみやかに提出

①報告書(様式Ｃ・Ｄ)、

②事業実施の状況（写真や案内文書、プログラム等）

③経費支出の領収書（写）

④振込口座の通帳の写し

提出期限：**令和６年２月２日（金）（必着）**

　　提出先：新潟市共同募金委員会北区分会（新潟市北区社会福祉協議会内）

⑹　審査後、助成金送金通知を送付

⑺　助成金を送金（３月中旬予定）

　　全ての実施団体から報告書が提出されたのち、新潟市共同募金委員会北区分会で報告内容を審査し、助成金交付決定通知を送付いたします。助成金の送金は３月中旬を予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。

**５　その他**

　　助成決定となった場合は、広報の一環として新潟市北区社会福祉協議会HPや、共同募金の使い道を紹介するために中央共同募金会が開設している赤い羽根データベース「はねっと」や等に活動の様子を掲載する場合があります。

＜問い合わせ先＞

新潟市共同募金委員会北区分会

（新潟市北区社会福祉協議会内）

TEL025-386-2778　FAX025-388-2914

担当：クズネツォフ・岡村・荒川